

平成 22 年 2 月 23 日（火）

於・農林水産省第 3 特別会議室

第 6 回国際植物防疫条約に関する国内連絡会速記録

目 次

1. 開 会	1
1. 開会の挨拶	2
1. 第5回IPPC総会（CPM - 5）に向けて	3
1. 第5回IPPC総会で採択に諮られるISPM案及び対応方針案について	
(1) 国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー	9
(2) ミバエ類のトラッピング（ISPM No. 26の附属書）	16
(3) 隔離検疫施設の設計と運営	19
(4) ISPM No. 5（植物検疫用語集）の改正	22
(5) 害虫に対する放射線照射（ISPM No. 28の附属書）	26
(6) ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル（ISPM No. 27の附属書） ...	35
1. ISPM仕様書案の検討について	36
1. 第5回IPPC総会で採択に諮られるISPM新規トピックについて	40
1. 閉 会	44

開 会

○坂田課長補佐 それでは、皆様おそろいのようにございますので、ただいまより第6回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

まず、開会に当たりまして、本日御出席の委員の方を御紹介させていただきたいと思います。座って失礼させていただきます。

(社) 日本くん蒸技術協会事務局長、秋山博志委員でございます。

消費科学連合会副会長、犬伏由利子委員でございます。

(社) 日本果樹種苗協会事務局長、小野祐幸委員でございます。

(社) 全国植物検疫協会専務理事、古茶武男委員でございます。

日本生活協同組合連合会の食の安全・エネルギー問題担当部長、佐々木珠美委員でございます。

(社) 全国木材検査・研究協会検査部長、清水眞長委員でございます。

(社) 日本種苗協会専務理事、鈴木昭二委員でございます。

日本園芸農業協同組合連合会業務部次長、鈴木秀明委員でございます。

(独) 種苗管理センター種苗生産課長、田島和幸委員でございます。

全国農業協同組合連合会園芸農産部園芸課調査役、津田貴信委員でございます。

(独) 農研機構食品総合研究所上席研究員、等々力節子委員でございます。

NPO法人日本消費者連盟事務局長、山浦康明委員でございます。

(社) 日本青果物輸入安全推進協会安全問題専門委員長、米倉幸夫委員でございます。

本日、農林水産省から、植物防疫課検疫対策室、阪村室長です。

同じく、消費・安全局消費・安全政策課、山田英也調査官です。

私は植物防疫課の坂田と申します。本日、議事の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

開会の挨拶

○坂田課長補佐 それでは、早速ではございますが、開会に当たりまして阪村より御挨拶をさせていただきますと思います。

○阪村検疫対策室長 本日は御多用のところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより植物検疫行政に関しましていろいろと御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。今回は会場を急遽変更させていただいて皆様には御不便をおかけしましたこと、おわびさせていただきますと思います。

この国内連絡会も、2007 年 9 月から開催させていただいておりまして、今回で 6 回を数えます。国際植物防疫条約は、そもそも植物・植物生産物に関する病害虫の国際間の移動を阻止し、さらには病害虫の適切な防除について加盟国で協調した行動をとることを目的につくられているものです。その活動の一環として、皆様のお手元でございますような「植物検疫措置に関する国際基準」の作成を積極的に取り組んでいるところでございます。この国際基準は、加盟国の協議を経た後、今年の場合、来月 3 月に開催されます総会を経て採択されるものでございます。また、採択されましたら、加盟国へのガイダンスとして、それぞれの国において植物検疫制度、法令を念頭に置いて検疫措置をとっていくこととなります。こういう背景がございますので、皆様の御意見を賜って、各関係者の方々の意見を極力反映することが大切なことと認識しております。

最近の情勢を申し上げます。国際植物防疫条約はもともと検疫措置の対象として、植物・植物生産物のみならず、例えば倉庫、輸送機器、土壌等についても規定がございまして検疫措置の対象にできます。従来は植物及び植物生産物を主体に取り組んでまいりましたが、例えば船舶や貨物等、植物そのものではないものに病害虫が付着して国際移動してリスクを及ぼすといったことも評価されてきておりますので、私どもとしましては、広く関係業界の方々の御意見、また官庁では国土交通省、経済産業省、そして厚生労働省等、そのような方の御意見をお聞きする機会が非常に大切かと心得ております。

先ほども申しましたように来月には国際植物防疫条約の総会が開かれますので、本日皆様方からいただきました御意見を我が国のコメントを醸成するもとにすべく頑張っていく所存でございますので、どうか皆様それぞれのお立場からの御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては農林水産省のホームページで公開をさせて

いただきますこと御了承ください。よろしくお願いいたします。

第5回 IPPC 総会（CPM - 5）に向けて

○坂田課長補佐 それでは早速、議事に入らせていただきます。お手元の議事次第に従って進めさせていただきたいと思います。途中3時半ごろに一度休憩を挟ませていただきたいと思いますと思っています。

お手元の議事次第の2番、「第5回 IPPC 総会（CPM - 5）に向けて」ということで、消費・安全政策課の山田調査官より御説明いたします。

○山田調査官 資料1 - ①でございます。座ったままで恐縮ですが、失礼させていただきます。スクリーンのほうにも掲示してございます。

「第5回 IPPC 総会」、Commission on Phytosanitary Measures の略で CPM-5 と略称しておりますけれども、それに向けてというタイトルでございます。本日申し上げさせていただきたいのは、総会に提出される国際基準（ISPM）案の主なところ、それから私どもがトピックとして考えております IPPC 総会の場で決められる勧告の取扱い、大きく分けてこの2つを申し上げたいと思っています。

3 ページ、「ISPM 策定手続」でございます。前回も申し上げましたので繰り返になりますけれども、IPPC においてはこのような Step 1 から Step 8 の段階を踏んで国際基準を策定していくことになっております。総会は年に一回、先ほど申し上げたように大体3月末から4月上旬あたりに1週間にわたって行われますが、これが加盟国として意見を述べる最大の機会であるということになっていきますので、ここに向けての各国の意見の集約が一番大事になっております。

まず、新規の作業が2年毎に募集されまして、総会に向けて手続きを踏んで提案が提出されることになっております。今年の総会には7本の新規トピックの提案が上がってまいります。これは後ほど資料4で御説明申し上げます。

新規トピックが提案されますと、Step 2 になりますが、それが総会においてワークプログラムとして採択され、簡単な仕様書、こういうことをやる作業ですということを示した文書が作られます。これが Step 3 です。今年は4本の仕様書が加盟国協議に付されました。その概要については後ほど資料3で御説明申し上げます。そして、こういうことをやるのですということについて加盟国の協議が終わりますと、今度はいよいよ I S P M案と

いう形でドキュメントが作られます。これが加盟国の協議にかかりまして、その意見を踏まえて見直していく。これでまとまりますと、総会で採択、公表という形になってまいるわけでございます。このような手続きになっているわけでございます。

続いて4ページ以降になりますけれども、近年は、Extended Time Schedule という形で採択をしていこうということが基本になってきております。

前回は少し御紹介させていただきましたが、5ページに書いてありますように、タイムスケジュールとしては、基準委員会（Standard Committee）、S Cと略しておりますが、基準委員会においてコメントを集約したり検討する期間を確保していこうということで、Step 5で加盟国協議を行いますけれども、この協議を行ってすぐ総会に上げるのではなく、協議を行った次の次の総会にこの案を上げていこうと。これが extendedと言われるゆえんでございます。例えば、去年の夏に ISPM 案が協議にかけられましたが、これは今年の総会に上がるのではなくて、基本的には来年以降の総会に上がってくることになります。ただ、全部が全部そういったことになるわけではなくて、①と②に書いてありますように、優先度が高いもの、あるいはコメントが取りまとめられて特段の対立のないもの、あるいは後のページで申し上げますが、スペシャル・プロセスによって策定される ISPM 案、こういったものは次の次の総会を待つことなく次の総会に出される可能性もございます。この振り分けは、基準委員会でなされることとなっております。

次の6ページには、今年の総会に提出される I S P M案のタイトルだけ掲げております。詳しくは後ほど資料2で御説明申し上げますが、ここに掲げてあるものが今年の総会にかかってくるということでございます。このうち、先ほど申し上げた Extended Time Schedule に基づいて上がってくるのが上の2つ、無菌ばれいしょの増殖資材とミニチューバーの話それから、ミバエ類のトラッピングの話ということになります。それ以外は何回かの加盟国協議を繰り返した後に上がってくるという形になっています。

7ページになりますが、去年の加盟国協議に付されたその他の ISPM 案はどうなっているかということ参考までに申し上げます。これは今年の総会に提出されるものではありませんが、ここに挙げた3つのものがございます。すなわち、ISPM No. 7（輸出証明システム）の改正、No.12（植物検疫証明書）の改正は、今年の総会の後、5月の基準委員会で見直しをする予定で、これでまとまれば恐らく来年の総会に上がってくるであろうということです。それから、ミバエ類に対するかんきつ類の低温処理につきましては、今年の総会に上がる予定でありましたが、作業部会なり基準委員会で改めて検討し直そうと

いうことになっております。

なお、※印で書いてありますのは、先ほど出てきたスペシャル・プロセスでございます。ミバエに対するかんきつ類の低温処理についてはスペシャル・プロセスが適用されているということです。スペシャル・プロセスと申しますのはおよそ技術的な要素が高いものに適用されるものでございまして、例えば作業部会や基準委員会を会議場に集まって行うのではなく、電子メールベースで意見を交換するとか、あるいは総会に上がってきたときに特段の問題がなければ議論せずに採択してしまうとか、合理的といいますか、効率的に議論ができるようにということを目的として行われているプロセスでございます。そういうものによってこの案件が検討されているということでございます。

8 ページです。先ほど新しいトピックを2年毎に募集して、それをワークプログラムという形で承認する手続がありますと申し上げましたけれども、現時点でワークプログラムとして上がっているものを表にしています。全部で97ありまして、ステップごとにこのような形になっております。今回の総会（CPM-5）において、Step2で新規トピック7本が採択してよろしいでしょうかという形で加盟国に問われます。それからStep7におきまして最終的にISPM案を採択してよろしいかどうか、採決にかけられます。このStep7については6ページで御紹介した案件そのものでございます。前半は以上でございます。

次に後半ですけれども、IPPC 総会における勧告について申し上げたいと思います。9 ページ以降でございます。

まず10 ページでは、IPPC 総会の主な任務を掲げさせていただきました。すなわち、国際基準の採択、CPM 勧告の採択、あるいは紛争解決、基準委員会その他補助機関の設置等々ということが条約に書いてございます。このうち、アンダーラインが引いてありますが、CPM 勧告についての議論の状況を御紹介したいと思います。

11 ページ、「CPM 勧告の検討経緯」でございます。まず、2年前の2008年総会のときに、IPPCの総会ではいろいろな事柄が合意されるけれども、それを一定の様式で「CPM 勧告」として番号をつけ、きちんと文書化して整理してはどうかということが提議されました。これを受けて、昨年の総会では勧告の「様式」及び「採択手順」について議論がなされました。採択の手順は、基本的には総会に文書が提出されて検討され、皆さんの合意が得られれば採択ということですが、さらに適切な検討の場所での検討を重ねてから、もう一回総会に戻って議論しようということになる場合もございますので、そういった採択の手順について決定がなされております。

さらに、去年の秋ですが、戦略計画・技術支援作業部会、SPTA と略称しておりますが、この非公式な作業部会で、CPM 勧告の「スコープ」について検討がなされました。そのスコープについて今回の総会に上がってくるということでございます。

1 ページ飛ばして見ていただいたほうが分かりやすいと思いますので、恐縮ですが、13 ページをご覧ください。今回の総会に上がってくるスコープは①②③となっています。すなわち、①CPM 勧告とは総会でなされる決定や合意であって、国際基準で規定されていないものである。そして、②その手続は8つのステップが定められている国際基準よりも柔軟であって、総会で適切な決議形態を検討することによってこれが決まってくるということ。そして③ですが、植物検疫措置の設定に関して締約国に具体的な要件を課すものではない。こういう3つのスコープ案が示されております。このような案についてどうでしょうかということ今年で今年の総会にかかってくるわけでございます。

14 ページですが、私どもが現時点で考えております対応は、ISPM については加盟国に植物検疫措置の具体的な要件を規定するものであることからして、科学的根拠を持って定められたステップに基づいて議論がなされるものである一方、CPM 勧告というのは ISPM 以外のものについて合意がなされるものであって、手続も柔軟であることからして、ISPM と勧告についてはきちんとした区別が必要であろうと。そこで、本来 ISPM としてきちんと定められるべきものは ISPM 策定手続、そうでないものは勧告でもよいというふうに、きちんと区別すべきであろうというふうに考えております。

戻って恐縮ですが、12 ページをご覧ください。SPS 協定上の国際基準の取扱いはどうなっているかを見ますと、SPS 協定の3条の1ですが、「WTO 加盟国は、自国の SPS 措置を決める場合、国際基準、指針、勧告がある場合には、これらに基づかなければならない」と書いてございまして、協定上は ISPM であろうが指針であろうが勧告であろうが取扱いの差はないということになっております。ただ、だからといって具体的に CPM の勧告について一つ一つのものがどのように扱われるかということが具体的に決まっているわけではございませんので、何か紛争のようなことになった場合、IPPC の個々の文書の規範性は SPS 協定に基づくパネルにおいて判断されることとなります。ただ、現時点で紛争の種があるとか、そういう懸念があるということではなく、紛争になったときには SPS 協定の規定も参照されることになってくるでしょうということでございます。

13 ページで申し上げましたように、CPM 勧告の案は③にありますように各国に具体的な要件を課すものではないということからすれば、現時点では、このところが確保され

ば、12 ページで申し上げたような問題にはならないと思っております。

以上でございます。

○坂田課長補佐 山田より「第5回 IPPC 総会に向けて」ということで、国際基準の手続について、特に Extended Time Schedule と CPM 勧告について説明させていただきました。今の説明につきまして御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○山浦委員 ありがとうございます。質問が1点と意見が2つです。

6 ページに今年の総会に提出される ISPM 案が6つ挙げられているかと思いますが、7つとおっしゃったので、もう一つは何なのか、教えていただきたいと思います。

それから、13～14 ページの CPM 勧告の話ですが、13 ページの③で「締約国に具体的な要件を課さない」と書かれておりますが、輸出国の方でこういった CPM 勧告に沿った手続をとって貿易をすることになって、例えば日本国が輸入国で、日本として異議を申し立てるような紛争が生じた場合、最終的には SPS が効いてきて、ここで輸出国のルールがある程度効果を発揮するという意味では、具体的な要件を課さないというふうにおっしゃっていますけれども、日本にとっては結果的に効果が出てくるのではないか、そういうことを懸念いたしますが、その点はどうなのでしょう。

それから、②の柔軟であるということについては、全会一致方式なのか、多数決方式なのか、その辺の具体的なイメージがどういうものであるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後の14 ページで日本として ISPM と CPM 勧告の区別が必要というふうにおっしゃっていますけれども、これが出てきた背景がよく分からないのです。各国の利害関係もあるように感じられるのですけれども、具体的に、中身に沿って、こういったことが出されることが果たしていいのかどうか、そういう評価も必要ではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○山田調査官 ありがとうございます。

今年の CPM-5 に出される案ですけれども、総会で採択される ISPM 案は6 ページに書いてあるとおり6本でございます。中身については、資料2のほうで詳しく御説明申し上げたいと思います。また、新規トピックとして提案されているものが資料4にありますように7本となっています。

それから、CPM 勧告の取扱いですけれども、これまでさまざまな形でデシジョンとかアグリーメント、リコメンデーション等、国際基準も含めて CPM で決められてきた文書がい

いろいろある。そういう経験を踏まえて、ISPM のステップを踏んでできた国際基準とそうでないものがあるから、それをきちんと整理していこうではないかという目的意識で今の作業があると考えております。ですから、私どもとしては、必然的に、各国にきちんと植物検疫措置に関して国際的な義務を負わせるものは ISPM の手続を通して採択されるべきものであらうと。これまでに採択されている勧告の例で申し上げますと、例えば IPPC の各国にあるコンタクトポイントはこういう役割を果たすことが期待されますよとか、あるいは事務局なり加盟国の情報交換はきちんとやってくださいねとか、そういった性質のものが今までリコメンデーションという形で定められてきた経緯がございます。

これは一例ですけれども、そういったものが勧告として定められていくものだろうと思っておりますので、SPS 協定を引用したのが適切かどうか、改めて思うのですけれども、そういうことにならない性質のものが勧告で定められるのではないかと考えております。そういう意味で、具体的な案件、こういったものを決めていこうという提案があったときに、その時点で、これはきちんとステップワイズで決めていこうということが個別の案件ごとに議論されていくものになるだろうと思います。そういう意味において、勧告についてもきちんと分析がされた後に定められますよというふうなスコープの案になっていますので、基本的には全会一致であるというふうに考えております。お答えになっていますでしょうか。

○坂田課長補佐 ほかに御質問はありますか。

○鈴木(昭)委員 種苗協会の鈴木です。一つ、手続的なことで教えていただきたいのですが、7 ページで、ISPM のNo. 7 とNo.12 については新しい Extended Time Schedule に基づいて見直しがなされるので、若干遅れるということだと思います。そうしますと、3 ページに策定手続の流れ図がございますが、この中では Step 6 のところにこれが入ってくると理解してよろしいのでしょうか。また、そうなれば当然、コメント等も求められてくると考えておいてよろしいのでしょうか。以上、お願いいたします。

○山田調査官 3 ページのところは分かりづらかったと思うのですけれども、ISPM のNo. 7 とNo.12 については、現在 Step 6 の加盟国協議を受けた見直しを行っており、今次総会に上がって来ません。この図は2年分が書いてある形になります。何月とかいうふうに書いてあれば分かりやすかったと思うのですが、申し分けありません。コメント募集も、その検討の過程ではあり得るということになります。

○阪村検疫対策室長 追加で私から説明させていただきますと、No. 7 とNo.12 の改正につ

きましては、昨年の各国協議で各国からコメントをいただきました。そして私が現在取りまとめをさせていただいている、そういう立場にあります。

Extended に入りましたので、順調に行けば再ドラフトをして、次の次の CPM - 6 に提出ということになるのですが、その前に各国協議が当然ございます。それは順調に行った場合の話でございまして、皆さん、各国の御意見がまちまちですので、苦勞しているところです。以上です。

○坂田課長補佐　ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

第5回 IPPC 総会で採択に諮られる ISPM 案及び対応方針案について

(1) 国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー

○坂田課長補佐　それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。「第5回 IPPC 総会で採択に諮られる ISPM 案及び対応方針案について」ということで、検疫対策室長の阪村より説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長　それでは資料2から説明させていただきます。今回は6本の I S P M案が提示されておりますので、皆様、多少負担に感じられるところもあると思いますけれども、よろしくおつき合い願います。

最初は「国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー」についての ISPM 案でございます。ばれいしょの増殖資材とミニチューバーにつきましては、国家植物防疫機関の責任、リスク評価を行う、無菌で生産する、携わる職員の資質、そして監査、そのようなことの大まかなフレームワークが決まっております。御記憶にあると思いますが、2008 年の各国協議に諮られまして、これが Extended Time Schedule に入りましたので、今回、CPM-5に出すという前提で、採択を目指して再度提起がされてきております。この前、日本を含む各国から出されたコメントは、スチュワード (steward) が織り込んで、この案になっています。

初めての方もいらっしゃると思いますので御説明させていただきますと、「ばれいしょの増殖資材」というのは、別に色刷りの資料を用意させていただきました。1枚紙ですが、皆さん、ございますでしょうか。

矢印が2つに分かれておりますね。試験管があって、ジャガイモの茎が植わっているのが上と下に分かれています。上のほうがいわゆる増殖資材、俗にマイクロチューバーと呼

ばれているものですが、寒天培養したものを成長とともにさらに大きな容器に入れて、無菌的に培養を続けます。そうしますと、茶色の点々がありますが、小さいイモができます。これを採種して圃場に植える。シャーレに入っている緑の玉が大体 1～5 g ですが、これが増殖資材、マイクロチューバーと呼ばれるものです。それから、下のほうに行きまして、ある程度育ってきますと、温室がありまして、コンテナの上に培養資材の上に植えられたジャガイモの写真がありますけれども、培養資材でもう少し大きくなります。5～30 g と言われています。手のひらと比べていただければ大きさがわかりますが、ここまで成長させた上で圃場に植える。これがミニチューバーと呼ばれるものでございます。これは 2 回目の各国協議になりますので、我が国としては既に大まかなところはコメントしているという前提でございます。

資料 2 に戻っていただきまして、一番左は 2008 年 6 月案、当初提示があった案でございます。それから真ん中の欄が 2008 年 6 月案に対して日本が出したコメントで、これについては皆様から御意見をいただいたものを反映させていただいております。それから今回出てきたのが一番右側でございます。ジャガイモに関しては全部で 3 枚ございますが、真ん中の欄をごらんになればわかるように既にコメントは出し尽くしておりますので、今回、特に大きなコメントはございません。ですから、今回は復習の意味も込めまして、一番左の当初案と今次示された案を対比しながら御説明したいと思います。

最初に書いてあるのは国家植物防疫機関、National Plant Protection Organization、NPPO と呼んでおりますけれども、そちらの責任について概略的に書いてございます。

まず、国際貿易されるものでございますから、輸入国の立場からリスク評価の実施について責任を持つということがございます。2 つ目として、これは輸出国になりますけれども、ばれいしょの増殖資材及びミニチューバーを作出したり維持するのは、国家植物防疫機関（NPPO）の施設あるいは認定した施設、こういう要件が入ります。

2 枚目にまいります。2 番として病虫害のリスク評価、病虫害危険度評価（pest risk analysis）、PRA と呼んでおりますが、これについて書いてありまして、先ほど申しましたように、リスク評価をすること、それによって規制対象病虫害のリスト、我が国はどの虫を対象として取り締まりますということ示さないといけないことになっております。今次案ではここについてはそのままですが、輸入国は要求に応じて輸出国に対象規制病虫害のリストをはっきりと明示するということがつけ加えられております。

次に 3 番、無病虫害のばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの生産ということで、ど

のように作出するかということ、そのものを書いてございます。

まず輸入国の規制対象病害虫の規制のないものを作出すること。これは当然でございます。

それから（２）には施設の要件が書いてございます。参考資料を御参照になれば、もっとはつきりすると思います。参考資料１－①、今回提示のあった原案をとじてある英語版の資料ですが、一番下に通しのページ番号が振ってありまして、その６ページです。６ページに ANNEX １、ANNEX ２、そして７ページに ANNEX ３がございしますが、こちらに施設の要件が書いてあります。ごらんになればわかるように、本当の基本的な、概念的なフレームワークしか書いてございません。一つは微生物学的、血清学的もしくは分子生物学的な検定機器を有すること。また、ばれいしょ生産地から適当に隔離されている必要があること。汚染のないサンプルを採種すること。そして施設は、例えば二重ドアにする、足ふきマットを備える、空気はエアフィルターで管理する、土から隔離する、出たもののディスポーザー処理する、廃棄はどうするか等の概要が書いてございます。これについては各国とも特に大きなコメントは出していないようで、今次の案でもほぼ同じ内容になっております。

４番はその他の要件ですが、まず職員の資質について、規定された検定手続や作出手続が遵守できる能力と知識を備えた職員でなければならないということでございます。さらに、これは管理的なことですが、検定記録を保持し、監査をやるという要件がございします。記録については、少なくとも５年間の生産履歴を残すべきである。また、国家植物検疫機関は少なくとも１年に一回は監査をするということでございます。ここについては当然輸出国が監査をするのですけれども、二国間協議に基づいて輸入国も監査に参加できるということ、ここがつけ加わっています。これは皆様からいただいたコメントをもとに我が国が入れ込んだというふうに御理解いただいてよろしいかと思います。

次は植物検疫証明、植物検疫の基準ですから、いざ輸出する段になりますと、輸出国の検疫機関が検査をして、これはこういう由来で検定して病害虫がありませんでしたという植物検疫証明書をつけることが条約上の義務になってございます。

以上が本文ですが、先ほどの参考資料１－①の８ページをごらんいただきますと、APPENDIX １がございまして、ばれいしょの増殖資材やミニチューバーの検定・検疫に関係するであろう病害虫が書いてございます。これはあくまで例示でございまして、これしかやっちはいかんという意味ではございません。このタイトルが当初は「ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの生産技術によって排除できない病害虫」となっていましたけれど

も、意味がよく通じないので、「ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの病虫害となり得る」、may be of concern withという表現になっております。

さらに、この基準案に書かれております手続のフローチャートが添付されているところでございます。

以上が案の概要でございまして、私どもとして特段のコメントは用意しておりませんけれども、より技術的なこととして、空気清浄のためのフィルター、HEPA（High Efficiency Particulate Air Filter）を使うと書いてございますが、今は技術的に同等のものがございますので、それでもよいのではないかというコメントを用意してございます。

以上です。

○坂田課長補佐 1つ目の ISPM 案であります「国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材及びミニチューバー」について説明をさせていただきましたが、本 I S P M案につきまして御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 細かいことですが、資料2の2ページのP R Aの御説明で「analysis」とおっしゃったのですが、「assessment」ではないかと思うんです。いかがでしょうか。

それから、圃場隔離する場合の長さについては、ここでは指摘がありますか。教えてください。幅ですね。

○阪村検疫対策室長 御指摘のように、analysis と assessment というのは私も安易に使っておりまして、よく専門家の方から怒られるのですが、analysis というのは分析、assessment というのは分析の結果に基づく検疫措置も含めた最終的な評価でございますから、最終的にはこれは assessment のほうが適切かと思えます。

それから、隔離検疫の期間ですが、通常、私どもが経験しておりますのは、一作期間でございます。植えてから植物体が出て、葉が出て、さらに枯れる、そこまででございますけれども、ウイルスなりウイロイドの種類によってそれでは不足のこともございますから、そこは特に決めておりませんで、検定可能な期間ということになると思います。

○山浦委員 隔離する間隔、距離について、何か指摘はあるのでしょうか。一般圃場との距離とか。

○阪村検疫対策室長 ほかの圃場との距離というのは、ここでは決まっておりません。

基準の説明だけ申し上げましたけれども、ここには概要しか書いてありませんので、い

ざマイクロチューバーを日本に輸出したいという場合に何が起きるかということをつけ加えさせていただくと、無菌箱を使って操作しなさいとか、無菌のものを使って検定しなさいというだけでは、私ども解禁できません。では、どの程度の衛生状態を維持すべきか。そして先ほど山浦委員がおっしゃいましたように、ウイルスフリーのものを採種してくるのにどのぐらいの間隔で植える必要があるのか。例えばアブラムシがどのぐらいベクターとして作用するのか、それをどのぐらい離せば防止できるのか、そのような具体的な数値を持った技術的な協議を行う必要があるということでございまして、残念ながら、この基準ではその数値的な要素はカバーしていないということでございます。

○坂田課長補佐 では、津田委員、お願いします。

○津田委員 全農の津田でございます。資料の中身と直接関係することかどうか、わからないのですが、意見・要望ということをお願いしたいと思います。

今後、ガイドラインに基づいた中でマイクロチューバーもしくはミニチューバーが国内で流通していった場合、どのものをもって無菌と言うのか、私もよくわからないのですが、仮に無菌状態で移入されてきたとしても、自家採種等がされることもあるわけですから、そういった中で病害虫の蔓延等によって国内の採種環境に悪影響を及ぼすことが懸念されると思います。皆さん御存じのように、国内においては種ばれいしょの増殖に関して厳格な検査体制が用いられているところでございますけれども、そういった部分が揺らいでいきますと、一般ばれいしょ、もしくは最終的に消費者または実需者に供給されるばれいしょの安定生産体制にも影響を及ぼすのではないかとということを危惧しております。

そういった中で今回要望させていただきたいのは、今後そういった事態を回避するに当たって、国内における種ばれいしょの生産流通体制はどういったものであるべきか、どういった取り扱いにすべきかということ、法的整備も含めた中で、農林水産省の中で局をまたいで御検討をお願いしたいと思います。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。まず1点は、無菌とはいえ病害虫の可能性はあるので、その辺についてしっかりやれという御叱咤かと思います。その点につきましてはまさにおっしゃるとおりでございまして、いい加減な培養をしますと、これは汚染されるおそれが十分あります。それから、技術の粋を尽くしたとしても、ウイルス、ウイロイドの類につきましてはウイルスフリーのものを維持するのがなかなか大変だということとは十分認識しておりますので、仮に解禁要請なり輸入要請を受けましたときには、私ども検疫当局として技術的にしっかりと対応する。今回の案はその手続のフレームワークを

示したものと認識しております。ですから、技術的にはしっかりやらせていただくことになるというのが1点目でございます。

2点目につきましては、検疫そのものよりも、仮に外国からマイクロチューバー、ミニチューバーが輸入されたときに、現行の種ばれいしょ供給体制と異なる様相を呈するおそれがあるという御指摘かと思えます。私どもは検疫当局でございますから、その点についてこの場において余り踏み込んだ議論をすることはふさわしくないと思えますけれども、御要望の向きにつきましては我が省の生産当局に伝えまして、対応するようにしたいと思います。

ただ、もう一点、おっしゃったように、種ばれいしょの供給体制が変わってまいりますと現行の国内における種ばれいしょ検疫体制も変える必要が当然あると思えますので、検疫当局としての立場と生産当局としての立場との連携、これも十分にとる必要があると考えているところでございます。

○坂田課長補佐 ほかにございますか。

では、秋山委員からお願いします。

○秋山委員 2ページの3の(2)に「分子生物検定学試験」と書いてありますけれども、これはウイルス等を検定する技術の診断法の一つというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○阪村検疫対策室長 日本語が余りふさわしくないので正確に言いますと、分子生物学的検定方法ということかと思えます。例えば血清ですとELISA法のようなもの、分子生物学といいますと免疫学的なものですし、最近では遺伝子を使ったものもあると思えますので、ウイルスの特性に応じた検定方法をとるべきということを述べているというふうに御理解いただければと思います。

○秋山委員 わかりました。ありがとうございました。

○坂田課長補佐 田島委員、お願いします。

○田島委員 2ページの上、2のところですが、今回の病虫害危険度評価ということで輸入国は輸出国に通知することができるということですが、万が一、日本が輸入する場合に、日本にはいない病気だよ、だからこんなものはやってはいけないんだよというふうに、日本では日本に未発生だからということで検定等を一切やっていないような場合に、相手国に対してあるかないかとか、そういうものを求めることができるのでしょうか。

○阪村検疫対策室長 御質問の趣旨を確認させていただきますと、日本にいない病虫害も

輸出国に対して措置を求めることができるかという御質問ですか。

○田島委員 はい。

○阪村検疫対策室長 できます。国際植物防疫条約上、輸出国は輸入国の要求に従って検査をして、輸出国の要求にかなったものを輸出するということになりますから、私どもとしては、この病虫害は日本にいないから輸出国でしっかり措置をしてくださいということは求めることができます。輸出国でなくても、輸入の際にも輸入検査をするということは条約上も認められておりますから、まさにリスク評価によりまして、輸入検査で対応できるものはしますし、なかなか難しいものは輸出国でちゃんと検定をした上で輸出してくださいということを要求することになります。

○田島委員 逆の場合、万が一、相手国に日本から輸出するようなことがあった場合に、今は日本でやっていないような検査を相手国から求められる可能性もあるのかなと思うのですが、特に日本に未発生 of 病虫害、日本国内で検査もやっていないし技術もないようなもの、それをやれと言われることが絶対出てくるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○阪村検疫対策室長 日本に未発生 of 病虫害に対して検疫措置を要求されるようなことになりましたら、私どもはそれは日本にはいませんということを相手国とお話をします。その上で検疫措置は必要ないということを主張いたします。

もう一つ、今まで検定などしていないことを求められるというのは、おっしゃるとおりでございます。外国は外国でそれなりの要求がございますから、相手国が言ったこと、それが正当であれば、私どもはそれをクリアしないと輸出できません。

○坂田課長補佐 ほかにございますでしょうか。

(2) ミバエ類のトラッピング (ISPM No.26 の付録)

○坂田課長補佐 それでは、次の ISPM 案、ミバエ類のトラッピングについて説明をさせていただきます。

○阪村検疫対策室長 資料の 4 ページでございます。「ミバエ類のトラッピング (ISPM No.26 の付録)」となっています。

これはどのようなものかと言いますと、ミバエ類は一般的にトラップと呼ばれる機材を使って、いるか、いないか、そういう発生調査等を行います。トラップについては後でま

た御案内させていただきますけれども、トラップにはいろいろな種類がございます。また、単にトラップを仕掛けていてもだめで、その中にミバエを誘引するフェロモン、誘引剤と言いますけれども、そういうものを入れる必要があります。それにも種類がいろいろあります。さらに、ミバエの発生状況にはいろいろなものがございます。例えば、全く防除をしていない状態、それから発生したけれども一定の密度に抑えるために抑圧的に防除している状況、さらには根絶するために徹底的な防除を行っている状況、さらには pest free area（病害虫無発生地域）のように一定の区域を管理してフリーを維持している。もしくは、沖縄などでたまにございますけれども、台湾からミバエが飛んできて、たまたま飛び込んでしまう。発生とは余り関係がないけれども、飛び込みがある。ミバエの発生状況なり検出状況には、そういういろいろな状況がございます。

そのようなそれぞれの状況において、どのようなトラップを配置すれば一番正確なミバエの存在状況が把握できるか、そのようなことのガイドラインでございます。No.26 の付録となっておりますが、No. 26 というのは「ミバエ類の無発生地域の設定」ですから、このガイドラインで正確なトラッピングをしてミバエの存在もしくは発生状況をはっきりさせた上で無発生地域を設定していく、そのような補助的なガイドラインになります。お気づきだと思いますけれども、これは 2008 年に一度各国協議がなされておりますので、今回は 2 回目になります。Extended Time Schedule にのせております。これにつきましても、2 回目でございますので、今回、我が国としてコメントすることはほとんどございません。

順次御説明いたしますと、2008 年のときには、表題が「ミバエ類のトラッピング（ISPM No.26 の附属書）」、ANNEX となっております。これが今回は付録、APPENDIX になっています。ANNEX と APPENDIX がどう違うかというのは既に皆さん御存じかと思いますが、ANNEX というのは、規定上、本文の一部と同等であるということですし、APPENDIX というのは参考情報の類でございます。今回、ミバエのトラップの種類、手続につきましては、別にこうすべきであるというような類のものではなく、科学的な面から妥当であれば、これは APPENDIX でもよいということでございます。

原文は参考資料 1－①の 11 ページから始まっております。内容的には 12 ページからございまして、順を追って説明させていただきますと、最初にトラップ調査対象地域の状況及び調査目的が仕分けしてあります。対象地域の状況というのは、発生しているか発生していないか、それから無防除であるか抑圧防除であるか、もしくは根絶防除している

のか、そのようないろいろな状況のもとでトラップ調査が行われるという仕分けでございます。

それから調査目的というのは、発生の範囲を特定するためにトラップをするのか、それとも無発生を証明するためにトラップ調査をするのか、侵入をモニターするためにするのか、いろいろな目的で行われるということです。範囲を特定するというのは、後で申し上げますけれども、delimiting と申しまして、どこかでミバエが見つかりますと、そのミバエはどの範囲にいるのかということ、これはトラップの範囲をある程度広げた上で、この地域にいますという特定をする必要があります。その上で防除をしたり、フリーエリアの宣言をしたりということになります。まずそういう使い方が一つ。

それから、無発生の証明は、pests free area、いないことを証明してくださいと外国に言われたら、トラップを仕掛けて、ここにはいませんと。先ほど言った発生地域特定の裏返しになります。さらに、ミバエがいないところでも時々侵入してくるところがあるような場合は、まず侵入をモニターして、必要な防除措置を直ちに講じる必要が出てきます。そのようないろいろな状況がありますという仕分けが書いてございます。

2 番目はトラッピングシナリオということで、そのような状況でそれぞれ特性のあるトラップを使って、一定の目的のもと、どのようにやればいいのかということが書いてございます。

5 ページにまいりますと、3 番目にトラップのシステムが書いてあります。トラップの種類はこういう機材があります、それにセットする誘引剤はこのようなものがありますということでございます。ページが飛んで恐縮ですが、参考資料の 16 ページ以下をざらになれば、いろいろなトラップの写真が載っております。残念ながら私は専門家ではありませんので、それぞれの特性を事細かに説明することはできませんけれども、それぞれ特性があって、このような状況において、このようなミバエに対して有効であるという傾向があります。

資料 2 の 5 ページに戻っていただきますと、4 番に書いてあるのがトラップの設置密度です。これもやはりミバエの種類とか発生状況、どのような目的に使うか、これによって適切な設置密度が異なっておりますので、そのガイダンスが書いてあります。

次に 5 番ですが、境界設置調査、先ほど申しました delimiting でございます。境界設置調査はミバエ類の無発生地域と発生地域との境界点を決めるものでございまして、そのための説明が書いてあります。

最後の6番は、トラップの手续といひますか、トラップの選ひ方、設置の仕方、調査の仕方、そういうものの監視を適切に行うということが書いてございます。

なお、先ほどの3番のトラッピングシステムのところで補足的な情報ですが、防蟻剤です。誘引剤というのは蟻が非常に好むものらしくて、設置していると蟻が来る。蟻はトラップにかかったミバエを食べてしまったりしますので、そういうことがないように防蟻剤のことも書いたほうがいいのではないかというコメントをして、これは反映されております。

以上が概要でございます。

今次案に対するコメントとしては、「セイブアウトウミバエ」というミバエがいます。我が国にはなくて世界ではそれなりに重大なミバエではあるのですけれども、それに関する記載がございませんので、それについても、どのようなトラップで、どのような誘引剤でということを書くべきではないかというコメントを入れたいと思っております。

以上です。

○坂田課長補佐 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員 つまらない質問ですが、トラッピングシステムで日本で使っているハエとりテープがありますね。上から吊るすもの、あるいは棒状になっていて粘着力があつて、くっつくようなものがありますけれども、あのような各国で工夫されているような資材をそれぞれ提案し合えば、こういったトラッピングシステムも少し豊かになるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。参考資料1 - ①の19ページをごらんになれば、右側に「Figure13. Red sphere trap」がございますね。普通トラップは筒になっておりますけれども、これは丸のままでございまして、表面が粘着で、くっつくものでございます。それから、17ページの右側には Jackson trap もしくは Delta trap と呼ばれるものがございます。これは三角の頂点のほうに白いものが見えますが、ここに誘引剤が入ると思うのですけれども、その下にハエがごろごろおります。これは粘着でございまして、山浦委員の御指摘は非常に適切でございまして、粘着性のものは有効に作用しているといひますか、このようなものを学者の方や研究者が工夫して使っているということで、まさに世界中で持ち寄ったらという御指摘は、この資料に集大成されていると思ひ

ます。

○坂田課長補佐　ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

(3) 隔離検疫施設の設計と運営

○坂田課長補佐　それでは、次の ISPM 案の説明に移らせていただきたいと思います。こちらの ISPM 案は、半年前の国内連絡会でも御説明をさせていただきましたけれども、「隔離検疫施設の設計と運営」でございます。では、説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長　「隔離検疫施設の設計と運営」でございます。

まず概要ですが、既に 2008 年に協議させていただいているということで、これについて大きな論点はないと認識しております。

皆様、隔離検疫施設については既に御存じという理解でよろしゅうございますか。例えば、私どもは港で検査をさせていただいておりますけれども、目に見えないウイルスとかウイロイド、それからバクテリアの一部等、栽培用の苗木、芽接ぎする芽、穂、そのようなものの病害虫を検知するには、物によって二作になりますけれども、やはり一作期間は栽培をした上で、その植物にあらわれる症状、もしくは接ぎ木をして、もっと感受性の高い植物にあらわれる症状を観察する。最近ですと遺伝子技術を使ったりして検定する。そのようなことをしないとウイルスやウイロイドは検知しにくいといえますか、検知できないということですので、私どもではそのような施設を日本全国に持っております。その施設をどのように設計して運営するかということで、まさに私に言わせれば ISPM 本来の加盟国に対するガイダンス、隔離検疫をちゃんとするためにはこのような要件が要りますよというガイドラインだと理解しております。

繰り返しになりますが、もう一度 6 月案を解説させていただきますと、物理的・運用上の要件でございます。まず地理的要件、どこに建てるかということですが、農地の真ん中に建てるのは、万が一にも輸入されたものから病害虫が逃げ出したらいけませんから、やはり適当な隔離が必要である。さらには、植物を育てるわけですから、余り極端な気候も好ましくない。それから物理的な要件として、しっかりした材質で建てる必要がある。それから、運用でございますけれども、そこで働く職員は病害虫を外に出さないような知見と経験を持った者が当たるべきであり、いざ発生した場合の防除も心得ていて、処分もちゃんとできる、手続を遵守できる者が当たるべきであるということでございます。

7 ページをごらんいただきたいのですが、これについても細かい要件については附属書がついてございます。参考資料 1 - ①では 31 ページになりますが、APPENDIX 1 として「Requirement for PEQ stations」とございます。PEQ というのは post-entry quarantine でございます。

ここの表を説明させていただきますと、まず有害動植物の特性を 5 つに分けてございます。1 つは接ぎ木で伝染する。「Pests that are exclusively graft-transmitted」とありまして、例としてはウイルスとかファイトプラズマがございます。2 番目、土壌または水のみで伝染する。これはちょっと不足がございまして、土壌または水で伝染する病害虫と、そのベクターが土壌または水で移動する。3 番目が、空気伝染、airborne です。それから自分で動く、英語では mobile と書いてありますが、それであって大きさが 0.2mm 以上のものと同じく 0.2mm 以下のもの。5 番目として高度に運動能力があって分散しやすいもの。それぞれの例が書いてありまして、1 番目ではウイルスとファイトプラズマ、2 番目の土壌または水ではシストセンチュウ、それから airborne で 0.2mm 以上のアブラムシ、コナカイガラムシ、0.2mm 以下のものはダニ類、アザミウマ、そしてさらに分散しやすいものとして、例えばさび病菌、これは風に乗ってどんどん飛んでいきます。分散のリスクや様態によりまして、それぞれ必要な設備が右側の欄に書いてあるということになります。

ここにつきましては右手のほうにいろいろ書いておりまして、何か議論があるように思いますが、これはまさに技術屋さんの非常に細かい技術的な議論でございます。具体的かもしれませんが、説明させていただきますと、まず「検疫有害動植物の特性」のところで、土壌または水で移るものとして、原案ではシストセンチュウが出ていますけれども、それにネポウイルスを加えるべきであるというコメントが一つ入っています。

それから、アブラムシ、コナカイガラムシのところにつきましては、コナカイガラムシの記載が落ちております。

それから、我が国のコメントですが、0.2mm 以下の部分も含めて、アブラムシ、コナカイガラムシ、もしくはダニ類、アザミウマ、これらの大きさが 0.2mm で区切っていますけれども、これは実は余り根拠がないのです。虫の大きさは幼虫であるか成虫であるかによって違いますし、個体差も当然ございます。基準委員会等で 0.2mm というのは何ですかと聞いたところ、はっきりした答えがなくて、昆虫屋さんの一般的な相場感として 0.2mm ではないかと、そういう答えしか返ってきません。そう言うところとすごくいい加減に思います。

れども、これは結局、網室に張るメッシュの大きさがポイントでございまして、大体において使われているのが 0.2mm～0.3mm ぐらいの大きさのメッシュですから、それぞれの国でアブラムシの侵入を許さないために、どのぐらいのメッシュを張ればいいか。それが大体 0.2mm とか 0.3mm だと、そのように御理解いただければと思います。ここにつきましてはもう少し技術的に詰められないものかなと思っておりますので、その辺については今回、もう一度提起をするつもりでございます。

次が P E Q 施設の仕様です。物理的な隔離とか排水及び給水、廃棄物をどうするか、空気の濾過をどうするかということですが、先ほどジャガイモのところで申し上げましたように、エアフィルターにつきまして同等の機器もいいのではないかというコメントを我が国から昨年 9 月に提出し、反映されております。

以上です。

○坂田課長補佐 今の説明につきまして御意見、御質問等があれば、よろしくお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 6 ページの概要のところです。以前の連絡会で指摘したかも知れませんが、この中で「病虫害」という用語が使われていますね。ドラフトを見ると「Quarantine pests」という用語がスコープにも本文にも書いてございまして、日本側の意見では「検疫有害動植物」と書いてあるので、これは「検疫有害動植物」にしたほうがいいのではないかと思います。

○阪村検疫対策室長 原文では Quarantine pests でございますね。おっしゃるとおりで、資料の作り方がまずいということでございます。済みません。検疫対象の世界の国で規制される病虫害を対象としているものでございます。

○秋山委員 よろしく申し上げます。

○坂田課長補佐 それでは、ここで一度休憩を挟ませていただきまして、今この部屋の時計で 3 時 30 分前ですが、3 時 45 分から再開させていただきたいと思います。3 時 45 分までに席にお戻りいただきますよう、お願いいたします。

〔暫時休憩〕

(4) ISPM No.5 (植物検疫用語集) の改正

○坂田課長補佐 それでは、引き続きまして、ISPM 案の検討の(4)、「I S P M No.5 (植物検疫用語集) の改正」について説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長 引き続きよろしくお願いいたします。「I S P M No.5 (植物検疫用語集) の改正」、資料2の8ページでございます。参考までに、参考資料1-①では33ページに英語による原文がございます。

これにつきましても 2009 年に各国協議にかかっておりまして、前回、皆様にも御紹介申し上げたと思います。その後、各国協議にかけまして、各国から大きな意見が出なかったもので、今回も同じ提案で、多分これが最終ラウンドになると思いますけれども、「Beneficial Organism」という述語を削除するというところでございます。理由は、一般的に用いられていて、わざわざ定義しなくても IPPC 上及び ISPM 上混乱がないというのが一番大きな理由でございます。

実はこれには背景がございまして、Beneficial Organism の条約上の根拠になります用語が「the organisms “of phytosanitary concern claimed to be Beneficial”」、つまり害虫であるけれども有用であるということですので、実はこれは英語の言い回しでございまして、植物検疫の用語に関するテクニカル・パネルが調査いたしましたところ、フランス語及びスペイン語ではまた違う訳がされております。

そこにつきましては、参考資料1-①の33ページ、パラグラフの5の最後には書いてありますが、フランス語では、「The French version of the convention refers to the organisms of phytosanitary importance」、つまり植物検疫上重要な生物、スペイン語では、「The Spanish version refers to organisms of interest」、利益のある生物。非常に簡単な言い方をしておりますが、もとなる用語がこれなので各国が同じ理解をしているとは思えないということもありますし、本来の一番大きな理由が定義しなくても大丈夫ということですから、削除の提案が出てまいりました。私どもとしても異存はございません。

以上でございます。

○坂田課長補佐 山浦委員、お願いします。

○山浦委員 ありがとうございます。

「Beneficial Organism」の削除には、私としては反対したいんです。といいますのは、

ほかの用語のところで見ますと「wood」とか通常使われているような言葉もありまして、あえて定義する必要はないのではないかとということだけでは少し根拠が薄いと思うのです。逆に私としては、有害生物なのか有用生物なのか、その辺の考え方がもう少ししっかりと議論されてしかるべきではないかと思えますし、有用生物といいますか、こういうものが非常に有効であるということは、ある意味、検疫措置としても非常に重要な要素ではないかと思うのです。というのは、例えば化学薬品等を用いて検疫でチェックをするだけでなく、生態系の中である場面では有害であったものを駆逐するようなシステムということが有用生物の存在の中で可能になることもありますので、害虫をチェックする際の手法は多様でなければいけないと思うのです。基本的には有用生物ということをしっかりと考えて、有害生物チェックの際の一つの有効な手段となり得るということで、積極的にこれを残したほうがいいというのが私の考え方です。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。おっしゃるように、生物の有害性ということについては、こういう害の例があるということがある程度ははっきり言えると思うのです。ただ、有用性につきましては、評価の手法等、なかなか難しい面があると思います。そういう多様な面を含めて、あえて削除する必要はない、むしろ積極的に残しておいたほうがよいという御意見かと思えます。

私どもとしましては、各国、もともになる用語に関して同じ解釈がされていない可能性がある。そこをもって定義を決めてしまうと、むしろ齟齬が出る可能性があるのではないかというのが一つ。それから、これは用語の定義でございますので、有用性、有害性の評価そのものにつきましては、仮に加盟国でこれが必要だという共通認識が得られるならば、その部分については用語の定義としてではなく手法そのものについての検討が必要だと思っております。ですから、賜った御意見につきましては、私どものコメントとしてC P Mの場で披露することにしたいと思えます。ただし、加盟国の皆さんがどう考えるか、そこにつきましては未知数の部分もございますので、お預かりさせていただくということでよろしゅうございますか。

○山浦委員 ありがとうございます。

参考に述べさせていただくと、例えばカメムシがお米の着色粒の原因だということで問題にされるわけですが、研究者によれば、カメムシもお米を食べる時期から肉食になって同種のカメムシを食べる時期とか、生態系の中でさまざまな様相を呈すると言われているんです。したがって、有用とか害虫とか、そういうことに関する生物学的な研

究はまだまだなされなければいけないと思うのですが、そういう意味でも「Beneficial Organism」を残しておいて、御指摘があったように、これを有用生物をめぐる手段として使えるかどうかといった議論をこれからぜひ巻き起こしていただきたいと思いますので、その意味で御提案いただければと思います。

○坂田課長補佐 ほかにございますか。

○阪村検疫対策室長 特に今の山浦委員の御指摘につきまして、ほかの方の御意見があれば伺いたいのですが。

○清水委員 この問題については前は特にないということで、山浦委員も御出席になっていたと思うのですが、その後、変わられたということですか。それからの経緯もお話しいただいて、取り上げるかどうかということが必要かと思います。

○山浦委員 私は前回欠席してまして、前々回は出席しておりましたが、そのときも議題でしたでしょうか。

そのときの意識が私として十分でなかったかと思いますが、これを削除してしまうことについては現時点では少し拙速だと認識しておりますので、この場で委員の方々の御意見がもし反対でないようであれば、そういう提案を改めてさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○秋山委員 山浦委員の意見に賛成いたします。というのは、これを外す明確な理由がないといえますか、おのずから意味がわかるからいいだろうと、そういう根拠のように思うのです。せっかくいろいろな討議を経てこういった定義をつくっているのです、この定義でそれほど支障なければ、そのまま残しておいてもいいかなと思います。

○坂田課長補佐 ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

○阪村検疫対策室長 補足させていただきます。繰り返しになりますが、TPG(Technical panel on Glossary)というのがありまして、この改正の議論を始めました。その際、中身は何かと言いますと、sterile insects、不妊虫でございます。沖縄での例ですが、放射線照射をして生殖能力がなくなったミバエを放つても、不妊ですから、増殖ない。そのような技術がございまして、それを加えるべきかどうか。それから、biological control agents、生物防除資材ですが、その定義をどうするかなど、そういう幅広い議論が、「Beneficial Organism」をめぐるTPG、基準委員会でされた経緯があります。

最後に障害となったのが条約との整合性でございます。No.5というのは何かと言います

と、条約もしくは国際基準で使われている用語の定義ですが、御紹介したように、フランス語、スペイン語で、もともとの定義が定まっていない。そういう事情が発覚いたしまして、それでは議論をしてもなかなかまとまりませんねという結論になったという経緯があります。そのようなことも踏まえて、私どもとしては今回、CPM-5でコメントを出させていただきたいと思うのです。いただいた御意見を否定するわけではございませんが、そのような状況であるので、なかなかまとめることは想定しにくいということを御理解いただければと思います。

○坂田課長補佐 米倉委員、お願いします。

○米倉委員 質問です。わからないことだらけで済みません。まず「Beneficial Organism」が条約の中に使われている言葉なのか、ISPM の中に出てくる言葉なのか。出てこなければ必要ないけれども、出てくるのであれば、あいまいにしておくことはまずいのではないかと思います。解釈の違いがあるのであれば、そこはやらなければいけないし、出てこないのであれば、あえてやる必要もないと思います。

○阪村検疫対策室長 先ほど申しましたように「Beneficial Organism」という用語自体は条約上の用語ではありませんで、根拠になるのが参考資料1-①の33ページの右側、段落の5番目でございます。「The organisms “of phytosanitary concern claimed to be Beneficial”」と。これを明確にする用語として「Beneficial Organism」というのが当初提案され、今、採択されているわけです。それにつきましてTPGがいろいろと検討した結果、結論がこの提案だというような背景です。経緯があいまいなので、御理解いただくには思いますが。

○坂田課長補佐 山浦委員、お願いします。

○山浦委員 そうしますと、2005年のISPM No.3で定義づけられたものについての修正的な議論が続いている段階であって、今は各国の表現方法が違っているから、まとまらないので切ってしまうと、そういう流れだということでしょうか。私は逆に、各国が違うのであれば、それをもっと出していただいて、みんなでこの意義について考えてもらうきっかけにするほうが非常に積極的で有効かと思います。

○阪村検疫対策室長 御意見を賜りましたので、私どもで検討した上でCPM-5に何らかのコメントを出したいと思っております。

○坂田課長補佐 ほかに御意見はございますか。

(5) 害虫に対する放射線照射 (ISPM No.28 の附属書)

○坂田課長補佐 それでは、次の ISPM 案、「害虫に対する放射線照射」について説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長 次は放射線照射の基準でございます。ISPM No.28、植物検疫処理基準の附属書でございます。No.28 はそもそも世界における植物検疫処理、くん蒸もございますし、低温処理もございます。放射線もございます。そのようなものを現在は各国の基準でやっておりますけれども、何か調和された基準はできないものかという試みでございます。これは非常に野心的な試みで、病虫害も違う、適応する植物も違う、病虫害も世界各国で育ったものなので性質も違う可能性があるという議論で、なかなか苦労しております。

そのような状況におきまして、経緯を申し上げますと、2007 年に 14 本の放射線処理に関する基準が Technical Panel on Phytosanitary Treatments、植物検疫処理に関するテクニカル・パネルから提案がありました。そこに含まれているのが、ここの表に載っている 5 本プラス 10 ページにある 8 本です。実はもう一つあったのですが、これは文献上の精査が不足ということで ISPM 策定プログラムから落ちてしまいました。ですから、ここの資料に載っているのは 13 本ですが、当初は 14 本の基準が提案されて 2008 年の CPM-3 に諮られましたところ、formal objection が提出されました。Formal objection とは何かと言いますと、先ほど山田調査官が説明したように、これはスペシャルトラップと申しましてコンセプトや政策的なものではなく技術的な基準そのものでございますから、もし反対があった場合には、CPM 総会では議論をしないで、テクニカル・パネルなり専門家に検討を任せる。その時点で取り下げられてしまうわけです。そういう経緯がありまして、2008 年には採択に至りませんでした。

その後、2009 年、CPM-4 にもう一度出てまいりまして、14 本のうち 8 本については各国が納得したということで採択され、6 本が残ってしまいました。ただ、先ほど触れましたように、そのうちの 1 本は根拠が不足ではないかとテクニカル・パネル自身が評価をして落ちましたので、今残っているのが 5 本で、これが今度 CPM-5 に出てくることになります。一番上の表にありますように、スモモゾウムシの成虫不妊化のために吸収線量が 92Gy、以下、表のような提案でございます。

2009 年に私どもが formal objection を出しましたが、その内容は、ここで紹介してあり

ますように、ナシヒメシクイの羽化防止のための照射線量として、当初の提案は 200Gy でしたけれども、文献を見たところ 232Gy が妥当ではないかということでございます。それが一つ。

もう一つは韓国が提案してきたのですが、これは羽化防止ですから、放射線処理全体がそうだけれども、害虫を全部殺してしまうものではありません。ですから、運動能力はあります。そのような放射線処理された害虫が植物について輸入された場合、その輸入されたもの自体から見つかれば、ほかの書類から、これは照射されたものだから、生きていても害は及ぼさないという評価ができますが、もしその虫が植物から這い出して港に侵入警戒のために設置されているトラップに入った場合、それが放射線処理されたものであるのか、そうでないのか、評価できないではないかというのが韓国からのコメントです。

テクニカル・パネルは、まず 232Gy につきましては、そのような修正をしまいいりました。表の下から 2 つ目と一番最後でございます。それから、韓国の提起に関しては、確かにまだ生存はしているけれども、照射によって運動能力は非常に落ちているし、トラップにかかる確率はまずないであろうということで評価し、提案をしまいいりました。

資料の 35 ページが韓国のコメントに対するテクニカル・パネルの答え、提案でございます。35 ページの右側に関連情報がありまして、マーカーをしてある部分です。読みにくくて恐縮ですが、ここに注意書きを入れております。照射された adult は、照射の結果、存在はするけれども、それがトラップにかかる可能性は非常に低い、このようなコメントを入れて再提案してきてございます。私どもとしては、日本の提案である 232Gy が受け入れられておりますし、韓国の懸念に対する答えもまず納得できますので、特にコメントは用意していないということでございます。

以上です。

○坂田課長補佐 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はありますか。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 去年の 3 月 9 日のこの会合でも意見を述べたと思うのですが、基本的にこういった放射線照射には反対という立場で申し上げたいのです。今の韓国の例で言えば、可能性がほとんどないということについて、その実証性はどの程度科学的なのかということがまだ疑問に思います。ほとんどないということはどういうふうに証明したのかということです。

それから、一般的に照射についての懸念が3つございます。まず害虫とされるものを不妊化するという形で、この場合は放射線照射をすべての果物・野菜等にするわけですが、これによる虫への影響が、この線量だと問題はないのかもしれませんが、例えば虫の突然変異につながるようなおそれはないのかどうか。その虫が存在している国・地域における生態系の変化と食物連鎖の変化といったことに結びつくかどうか、そういう影響調査はなされているのかどうか、こういったことが懸念されます。それから、日本の御提案で232という数字が出されておりましたけれども、これが一般的な数値なのか、あるいはたまたま実験した結果、計測された値なのかどうか、その辺の客観的な効果について確かめる必要があるのではないかという感じもいたします。

2番目に、こういった放射線照射をしたことについて検知法というものがあるかないか。例えば使用回数、何回やったかということも問題となると思うのですが、それは後から確かめる術があるかどうかということが懸念されますし、もしその辺がチェックできないのであれば、必要以上に照射する可能性も残ってしまうので、その点も気がかりです。

それから、輸出国においてこういった食品照射をするので輸入国はその国の基準で考えればいいのかというふうに説明されているわけですが、例えば日本において照射された果物を輸入拒否できるのかどうか。そういうことを考えると、もしこれが基準として成立してしまえば、貿易紛争が生じた場合には拒否できないことになってしまうのではないかと思います。国際基準としても慎重に考えなければいけないと思いますので、私としては非常に懐疑的だということです。

○阪村検疫対策室長　ありがとうございます。3点御提起いただきましたので、現在の私どもの見解を述べさせていただきます。

まず、照射による虫の突然変異によって生態系等に影響を及ぼす種があらわれないかということでございます。これにつきましては、検疫対象病虫害を処理するための基準ですので、ISPMの検討におきましては植物検疫上の有効性によって評価をする必要があるということが1点でございます。とはいっても、そのようなまずいものが生じる可能性、それに対する措置をどうするかということにつきましては、私どもも皆様に広くお諮りして御意見をいただいておりますけれども、関係省庁、例えば厚生労働省や環境省のほうには御説明をした上で情報提供させていただいておりますので、私ども植物検疫の立場からは植物検疫上有効かどうかという立場で評価をし、ISPMに対しても対応せざるを得ないという点は御理解いただきたいと思います。

2点目は、232Gy が妥当かということです、資料の 41 ページをごらんいただきますと、基準のもとになった文献、テクニカル・パネルが調査をした文献がございます。これらの評価のもとに基準が組み立てられておりますので、現段階において私どもの科学者が評価したものに照らしても、問題はないと考えております。

3点目、照射したことを証明する方法につきましては、委員の中で御存じの方があればお聞きしたいと思うのですが、私どもの理解では、実用的にこれは2回照射されたというようなことがわかるものはないと認識しております。ですから、植物検疫手続におきましては、これを受け入れるとすれば、二国間で協定を結んで、こういう証明をしてくださいと。一般的に植物検疫証明書の添付、それと荷口を照合して、この荷口はくん蒸されたものとか低温処理されたものとか、そういう IDを行いますけれども、放射線照射についても、二国間でそのような協定を結んで、検疫手続上の確認をするということになると思います。

最後に包括的に説明させていただくと、現段階におきましては、例えば食品であれば輸入品については食品衛生法の適用を受けますので、厚生労働省の検疫所にも情報提供をして、それなりの対策、検討を行っていただいているということを御紹介いたします。以上です。

○坂田課長補佐 等々力委員、お願いします。

○等々力委員 今後のこともございますので、一言。

まず山浦委員がおっしゃった1点目、次世代への影響とか突然変異についてですが、この場合、植物検疫処理として有効な線量を与えるということは、次世代が蔓延しないということを前提に設定された線量だと思いますので、変異をしたものが、その変異が定着してそのまま増殖していくことはないと考えられます。

それから、検知法につきましては、検疫の線量は非常に低いのですが、例えば現在コーデックスの中で幾つか採択された検知法がございますし、市場でも使われている検知法がありまして、殺菌とか他の照射を目的としているものに適合しているものがございます。ただし、（果実類等に対し：注補足説明）実際、分析法として validation されて検疫線量まで低いところで使えるものは国際的にはないという理解になると思います。この先、技術的に可能性が全くないとは思いませんが。そして、回数にしても技術的には難しいということ言えるかと思います。

ただし、おっしゃいましたように、国際的には、照射食品の流通に関しては検疫証明を

つけるとか、documentation、記録の保存——Codex では「Post-irradiation verification」というところを書いていまして、確認の手段にはするけれども、きっちり当てるためのコントロール（＝工程管理）については、線量測定とか過程（＝照射のパラメーター）のコントロールと、そして証明をつけることで実施していく、そういう考え方で照射食品は流通しているというふうに理解しております。

○坂田課長補佐 秋山委員、お願いします。

○秋山委員 2つほど質問したいと思います。

1つは、イモゾウムシとアリモドキゾウムシです。これはこの前の連絡会でも尋ねて、私なりには羽化防止と同じかなと思っていたのですが、英文はF 1 adults の development を防止すると書いてあるんです。この意味は、私の理解では、照射したイモから出てきた成虫が交尾してサツマイモかなんかに卵を産んで、それがずっと育って行って、そのF 1の成虫が出てこない。要するに、羽化が次の世代になるというふうにも思えるんです。その辺を説明していただいて、もしそうであるなら、スモゾウムシは「prevent the reproduction in adults」と書いてありますので、これと同じ基準でやらないと、かなり混乱してくるようになると思うのです。というのは、羽化した成虫が産卵して加害するわけですよ。これで言えば、サツマイモに産卵して、加害して、蛹にまでなるという意味であれば、判断基準を成虫不妊化にまで持っていけないと、輸入してきたイモから出たものが加害するというふうに理解できるのですけれども、その辺の見解はいかがですか。

もう一点、それとも関連するのですが、この線量を決めたのは実験室レベルなのか、あるいは実用化試験で実際の場面を想定して、効果を確認して基準を決めたものなのかどうか、そこを教えてくださいと思います。というのは、くん蒸処理でも低温処理でも、基礎実験をやった上で、コマーシャルベースの実用化試験で消毒条件を決めるというのが消毒基準策定の基本的な要件なわけです。そういうプロセスが放射線照射の基準策定でも行われているかどうかということを確認したいと思います。

以上です。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

1点目の次世代成虫成長防止なのか、成虫不妊化なのか……。

○秋山委員 これは日本語がよくわからないですね。次世代成虫成長防止というのが。

○阪村検疫対策室長 はっきりしろということですね。

○秋山委員 そうです。

もし私が言った意味であるならば、線量を成虫不妊化と同じレベルにしないと、検査上のリスクといたしますか、問題が出てくるのではないかと思いますのです。

○阪村検疫対策室長 といいますと、委員の御見解では、スモモゾウムシの成虫不妊化、これについても、不妊化するだけで、そのものは加害するから、それは……。

○秋山委員 それはいいんです。不妊化だから、卵を産んでも多分羽化しないと思います。ところが、アリモドキゾウムシについては、こういう表現だと、交尾して、産卵して、F1だから次の世代の羽化が防止されるのだというふうに、原文でも訳でも理解できるのですが。

○阪村検疫対策室長 申しわけございませんが、本日、その点について説明できる者はおりません。検討させまして、その上で結論を出したいと思っております。

○秋山委員 よろしくお願ひします。

○阪村検疫対策室長 それから基礎試験か実用試験かということですがけれども、そこにつきましても、もう一度確認をした上で結論を出したいと思っております。

○坂田課長補佐 それでは、犬伏委員、お願いします。

○犬伏委員 何もわからないものですから、お尋ねします。今のお話を聞いていても思うことなのですが、スモモゾウムシとか。そういう外国から入ってきてほしくないもの、あるいは国内にいる虫に対して放射線照射をすることで、どのぐらいの効果があるのでしょうか。今お話があったように次世代なのか、その次のところなのか教えて下さい。今、果物や芋に食害があってしまうならば、それをわざわざ決める必要があるのでしょうか。もしも他国はどこも照射しているので、検疫証明をつけましょうねという意味だとするならば、それはそれでわからないこともないのですが、効果みたいなものも測定されるのでしょうか。

○阪村検疫対策室長 一般的に申しまして、不妊化、羽化防止、産卵防止ということは、照射された害虫もしくはその子孫に対しては生き残って定着する可能性はないという基準で評価されているものでございます。

○犬伏委員 ゼロなんですか。もちろん 100%とは言いませんけれど。

○等々力委員 それは多分確率論になると思うのですけれども、効果を検定するプロトコルがあって、何匹分の虫に対して処理したうちのというふうに、分母に対してどのぐらい出てこなかったら信頼率が 99.99 何%、信頼区間が幾つというような、そういうきちんとしたプロトコルに乗って評価していると思います。

○犬伏委員 お話はわかりました。その上でこれをもし放射線照射しないままであったら、ものすごいことになるということをしかり教えて頂きたいと思います。

○阪村検疫対策室長 例えばスモモゾウムシですが、これは日本におりません。それで、果物、一部の果菜類に被害を及ぼします。私どもの現時点でのリスク評価では、この虫が生きたまま入ってきてもらっては困るということで、もし輸入したい場合にはちゃんと殺虫してくださいということで、検疫条件を出すような類のものでございます。

もし放射線照射でどうだという御相談を受けましたら——結局、食品として輸入できなければそのような貿易上の御相談もないのですけれども、仮に検討するとした場合は、秋山委員や等々力委員がおっしゃいましたけれども、プロトコルにのっとって、どのような効果で問題がない、致死ではないけれども問題はないということが確認されない限り、輸入を認めないことになります。

○坂田課長補佐 等々力委員、お願いします。

○等々力委員 ISPM No.28 は別に放射線照射の基準を決める項ではなくて、ANNEX として、これから低温処理とか放射線処理等いろいろな植物検疫処理がオプションとして出てくる場所なのだと思います。そうですね。したがって、いろいろなところから果物等、対象とする農産物に一番適正な、植物検疫としては効果的で食品としては食べておいしいような状態のものを選択して消費者は享受すればいいと思うのですけれども、日本は別として放射線照射が世界的に受け入れられている理由は、ガンマ線なり何なりは非常に浸透力が高いので内部にいる虫まで確実に効果が届いていることが保証できるから、外国ではこういう処理が進んでいっているのだろうと、そのように私は理解しています。

○坂田課長補佐 米倉委員、お願いします。

○米倉委員 一つは先ほどのアリモドキゾウムシとイモゾウムシの次世代成虫成長防止の件で、何匹かの成虫がそのシーズンはいるだろうということですが、私は、このことに関してはゼロリスクを求めなくてもいいと思うのです。例えば1年間のうちに10匹入って、その10匹がイモを食べたところで、日本国の農業の損害はただ10匹が食べたイモに限られる。その後、次世代は出ない。だから、ゼロリスク、そこまで求めるのは非常に現実的でないし、使える技術を使わないというもったいないことになるのではないかと思います。

もう一点、間違えていなければ、この基準は3～4年前にアメリカは既に法制化していて、こういうふうに処理したものは輸入していいということになっていると思うんです。

なぜそんなことをやったのかと言いますと、やはり自国の農業を守るためということに尽きると思います。それと同時に、食べたいものは食べたいと。そういう2つ両方を満足させるための仕組みを既に採用して実際にやっているわけです。日本が日本で必要な植物を国内で十分に生産して、よいものを潤沢に低コストで生産できるのであれば、こんなことは全部「反対」と言っていればいいと思うでしょうけれども、実際問題、そうでないとなれば、両方を成り立たせるような技術については、優れたものであれば、きちんと見据えておかなければいけないと私は思います。

○坂田課長補佐 今までの議論を少しだけ整理させていただきますと、基本的な情報といまして、今回の放射線照射につきましては、先ほど等々力委員からもありましたように、いろいろな処理基準を決めるNo.28 の中の一つを構成するものということになっております。放射線照射、特に食品への照射については各国それぞれ考え方も違いますし、それを採用できるかどうかという国内事情もありますので、35 ページを見ていただければわかりますように、放射線照射という基準を国内で適用するかどうかというものは、この基準ができたことによって義務を負わせるものではないという一文が入っております。具体的には、35 ページの一番下、注釈の最後の部分でございます。「There is no obligation for a contracting party to approve, register or adopt the treatments for use in its territory」ということになっております。

我が国のことで考えてみますと、我が国の食品に対する放射線の照射は食品衛生法上認められているものが極めて限られております。ですから、この国際基準ができたことで放射線照射された食品が我が国に直ちに入ってくるということではございません。この基準をスモモゾウムシなどの駆除・消毒に使うかどうかというのは各国の裁量にゆだねられるというのが、この基準の性格でございます。

そして、今も米倉委員から御指摘がありましたように、放射線照射の有用性を認めて、これを処理方法として使っている国は既にあります。ですから、この基準自体を使いたいという国があることも一方で事実でございます。その国はその国についての考え方があるということですので、我が国としてもその考え方については尊重して、科学的なデータに基づいて、もしこれが間違っているのであれば意見を出す必要はありますが、我が国で放射線照射を認めていないからという理由でこの基準に反対することは適当ではないのではないかと考えております。

蛇足ではございますが、説明させていただきました。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 資料 2 の 5 では「害虫に対する放射線照射」と書いてありますが、No.28 は「regulated pests」になっていますね。だから、これは「規制有害動植物」にしておいたほうがいいと思います。

用語というのは IPPC の基準の中で非常に重要なものでございます。「regulated pests」には「quarantine pests」と「regulated non-quarantine pests」が含まれております。資料もこれを踏まえて作成されたらどうかと思います。

○坂田課長補佐 山浦委員、お願いします。

○山浦委員 確認です。先ほど 35 ページの一番下の注釈を御説明いただきましたが、そういたしますと、日本においては、食品衛生法上、今はジャガイモの芽どめ以外には使えない状況ですけれども、そういうルールのある国が放射線照射をされた果物の輸入は拒否したいというときに、日本の国内では認めていないのだから、それを輸入してもらっては困るというふうに言えるということですね。したがって、輸出国の検疫においても、こういったものを使っている場合には日本として拒否できる、そういう効果があるということによろしいのですね。

○阪村検疫対策室長 まず照射されたものを受け入れない根拠が食品衛生法でございますから、そちらの御判断になりますが、一般的に言うと Yes だと思います。

○坂田課長補佐 具体的に輸入解禁要請がございましたら、検疫当局同士で輸入物の解禁条件を協議します。その際、我が国では食品への放射線照射が認められていないという事実がありましたら、そもそも処理方法としての協議の場にも上らないということでございます。

ほかにございますか。

○坂田課長補佐 それでは、この放射線処理の基準案については終わらせていただきます。

(6) ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル (ISPM No.27 の附属書)

○坂田課長補佐 続いて、ミナミキイロアザミウマの診断プロトコルについて御説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長 資料 11 ページです。ISPM No.27 というのは同定診断のプロトコルでございまして、検疫に関係する病害虫の種を特定する。どのような虫であるか、その名

前を分類学的に特定するというものがNo.27 でございまして、先ほどのNo.28 と同じように、ANNEX としていろいろな虫の検索表がついてくるという構造になっております。ミナミキイロアザミウマの診断プロトコルはその第1弾でございます。

非常に技術的な内容で、同じくスペシャルトラップでございまして、世に出たのが2007年で、formal objectionがございまして、technical panelのdiagnostic protocol、同定診断のプロトコルのテクニカル・パネルで検討を重ねられております。これも前回御紹介申し上げたと思いますので詳しくは申し上げませんが、内容としては、ミナミキイロアザミウマに関する基本的な情報、分布、植生、分類上の位置づけ、発見方法、被害の症状、12 ページにまいりまして標本の作成の仕方、どのように採取するか。それから、この部分が一番ややこしいところですが、形態的にどのような特徴があるのか、さらに遺伝子を使って同定する際の概要が書いてあります。

我が国といたしましては、私どもの identifier、同定官がおりまして、数回、コメントをしてまいりました。12 ページの5番の右にありますが、我が国のコメントによって一部について追加もしくは修正がされております。今回につきましても、例えば形態的な特徴について、数点ですが、技術上のコメントをしたいと考えております。参考までに、資料は45 ページ以降にdiagnostic protocolが載っております。

以上です。

○坂田課長補佐 こちらにつきまして御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。

I S P M案の対応方針案についてということで以上6本について御説明させていただきました。

ISPM 仕様書案の検討について

○坂田課長補佐 続きまして、ISPM 仕様書案の検討について、阪村室長から説明させていただきます。

○阪村検疫対策室長 資料3でございます。先ほど山田のほうから説明のあったステップで今まではISPM案の提示でございましたけれども、その前の段階、ISPMのドラフトをするに当たって、どのような設計図で、どのような内容を盛り込んで、どのような専門性を持った方にドラフトをしてもらうかというようなことを書いた、いわばStep3にあるも

のでございます。

1 本目は、タイトルがまだ正式には決まっておりませんが、「各国の植物検疫検査手順に係る枠組み」ということでございまして、何かと申しますと各国で検疫検査を行う際の検査マニュアルを作成する指標でございます。日本でありますと私どもで植物防疫機関に対してこのような検査をやりなさいということが法令上もマニュアル上も定めてございますけれども、世界の国の中にはまだそのようなものがない国がございますから、どのような要素を盛り込んでやれば一番的確なマニュアルができるかという指針になるかと思えます。

これ自体については私どもも異存はございませんが、ISPM No.23 に検査のためのガイドライン、主に検査の手続定めたものがございますから、この新たな試みは、その ANNEX もしくは APENDIX になり得るのではないかと。ISPM を何本もつくるよりも、そういう内容的な整理をしてもよいのではないかとというコメント、これが一つでございます。それから、各国それぞれの事情において検査を行いますし、検査対象も異なると思いますから、共通事項を示してその他はオプションに任せるといった配慮も必要ではないかと思っております。

次に 2 番目、「国際貿易における海上コンテナ及び輸送機器による有害動植物移動の最小化」でございます。いかにも英語の直訳らしいタイトルですけれども、何かと申しますと、現在、海上輸送におきましては、本船のホールドに荷物を積むというよりも、コンテナ、鉄の箱に入れて運ぶ方法が一般化しております。挨拶でも申し上げましたように、コンテナの外壁もしくは底に土がつくとか、蛾が卵を産む、そのようなもののリスクが最近非常に重視されております。この ISPM の提案はそれを受けたものでございます。

その下を書いてありますが、NAPPO というのは北米地域の植物検疫機関でございます。アメリカ、カナダ、メキシコが参画していますが、NAPPO が今、マイマイガという蛾が船に卵を産みつけてアメリカやカナダに入港した際、それが羽化して広まるリスクがあるということで、日本に要求事項を課しております。挨拶で申し上げたように私どもは今まで植物及び植物生産物を主に対象にしておりましたので、船の外壁を検疫するということは非常に新しい試みでございまして、国内の関係者の皆様の御理解を得ながら進めているところでございます。

また、NAPPO は 2012 年からは船だけではなくてコンテナそのものについても措置を検討したいと申しておりますから、まさにそういう実例があるということで、私どもとして

も、これはぜひ参画して、一番よい基準をつくりたいと思っております。具体的には、実行の可能性でございます。もちろんコンテナなり船に蛾の卵がついて相手国へ行ってリスクがあるということの評価そのものは植物検疫ですから当然のことですけれども、貿易を阻害しないようにと。これも IPPC で「国際貿易への影響を最小限にするような検疫措置を講じるべき」という一文がございます、IPPC の枠内ですから、実行の可能性につきましても十分検討する必要があるという提案を入れたいと思っております。

2 ページにまいりまして、3 番目は「貯蔵されて国際貿易される製品に係る検疫有害動植物のリスクの最小化」です。これは何かと申しますと、特に穀類とか、腐敗しにくいものは貯蔵期間が長くなる可能性があります。その間に病虫害が増殖して新たな侵入のリスクを増大させるおそれがあるので、それに対する適切な措置をつくろうということでございます。もちろん青果物などについても貯蔵が長いものがございますので、対象になります。ただ、主な対象は穀類とか香辛料、ドライフルーツ等であると思います。

別途、新しいトピックスの提案として、「穀類の国際移動」についても I S P M として検討すべきという御意見もございますから、その辺の仕分けをちゃんとしないと重複してしまいますねというコメントを入れるつもりでございます。

最後が「ミバエ類（ミバエ科）寄生に対する果実の寄生ステータス決定のための実験プロトコル」ということで、直訳で少しわかりにくいのですが、ミバエ類が特定の植物に寄生するかどうか、そのステータス、公的なホストで主植物であるのか、中位なのか、そうでもないのか、もしくはホストとみなさないのが妥当なのかということについて、実験で確かめるための調和されたプロトコルをつくろうという企てでございます。

これにつきましては、先ほど秋山委員も申されましたように生物の試験は野外試験と室内試験で結果が異なることが十分想定されますし、ミバエがいる国といない国では行える実験も違います。いないのに、わざわざ輸入してリスクを冒しながら試験することも考えものでございますから、その辺についてよく認識をすべきであるということ。それから、同じ野生種であっても地域によって差があるのではないか。このようなデータもございますので、その辺について十分検討できるような設計図にしたいというコメントでございます。

以上 4 本の仕様書が提案されておまして、今申し上げたようなコメントをしたいと思っております。仕様書が決まりましたら、次の段階としてワーキンググループでドラフトをするなり、もしくはミバエ類などについてはテクニカル・パネルの専門がございますの

で、そちらのほうでドラフトされまして、またステップアップしていくということになります。最低でも今後３年以上はかかるということでございます。以上です。

○坂田課長補佐　ただいま ISPM の仕様書案についての説明をさせていただきました。こちらにつきましては、今後ワーキンググループやテクニカル・パネルで実際の ISPM 案が出てきましたときに各国協議にかけられることになりますので、その際にまた皆様に御意見をいただくことになろうかと思えます。

今の説明につきまして御質問、御意見があれば、お願いします。

それでは、古茶委員、お願いします。

○古茶委員　（２）の「海上コンテナ及び輸送機器による有害動植物移動の最小化」のところですが、説明のほうに「NAPPO が独自に地域基準を採択するなど、コンテナ輸送に関する国際的規制が強化されつつあり、」とありまして、この文章を読むと NAPPO がコンテナ輸送に関して地域基準をつくってしまったようにも読めるのですが、私の理解では、船舶についてはマイマイガの調査基準がありますが、コンテナはまだ基準採択まで行っていないで、これからどうしようと考えている段階だと理解しているのですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○阪村検疫対策室長　NAPPO は、昨年、地域基準を作成いたしました。船舶についてはかなり具体的な線が出ておりますが、実はコンテナも含まれております。具体的にどういう措置をとりなさいというところまでは行っておりませんが、コンテナも含まれております。

○古茶委員　そうですね。コンテナ船も 2012 年からやるかもしれないけれども、こういう検査をやるとか、そういう基準みたいな話はまだ全くしていないのが今の段階ではないかという理解でいるのですけれども、違いますか。

○阪村検疫対策室長　その理解でよろしいかと思えます。

○古茶委員　わかりました。

○坂田課長補佐　ほかに。

では、山浦委員、お願いします。

○山浦委員　今と同じ（２）のところですが、アンダーラインが引いてあるように、日本側として「実行可能性が担保されたバランスのとれた国際基準の策定が重要」という表現ですが、有害動植物の移動を阻止すること自体は正当な考え方ではないかと思えます。それと同時に、国際貿易におけるさまざまな課題もある。そういうことから、「バランスのとれた」のところに、内容としては「有害動植物移動の最小化と国際流通への影響を

考慮した国際基準の策定」とか、そういうふうに明言されたほうが明確のように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○阪村検疫対策室長 おっしゃるとおりでございます。

○坂田課長補佐 秋山委員、お願いします。

○秋山委員 同じく（２）に関してです。「概要」のところに主語がなくて「重大な病害虫の侵入経路となっている」と書いてあるのですが、もし日本もそういうふうに考えているのであれば、これに対する対応をどのようにお考えになっているのか。植防法上は船舶及びコンテナはできないことになっているのですが、我が国も同じように考えているとすれば、リスクが大きいので何とかしなければいけないのではないかというふうに一般的には思うのですけれども、その辺の考え方を答えられる範囲内で教えていただければと思います。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。非常に答えにくい御質問ではあるのですが、確かにコンテナにつきましては、土の問題、カタツムリ等、そのような類がつく可能性がございますが、私どもとしても現在十分な検査ができている状況ではございませんので、そこについては早急の課題として検討していく所存でございます。ただ、どのようなものが日本にとってリスクがあるのかということ、そこがなかなか難しいところでございます。

○坂田課長補佐 今の御指摘の「概要」の部分は I S P M の仕様書案の原文を訳して概要にしておりますので、我が国が重要ということではなくて、この仕様書をなぜつくるかという理由から引いております。

ほかに御意見、御質問はありますか。

それでは、仕様書案につきましては今後また具体的な基準案ができたときにいろいろと御意見をいただければと思います。

第５回 IPPC 総会で採択に諮られる ISPM 新規トピックについて

○坂田課長補佐 続きまして、５番目の議題、第５回 IPPC 総会で採択に諮られる ISPM 新規トピックについて、北原から説明をさせていただきます。

○北原係長 資料１で説明しておりますが、「ISPM 策定手続」の Step 1 に当たります ISPM 新規トピックの募集を I P P C 事務局で２年に一度行っております。今回の第５回

IPPC 総会では以下の 7 本の ISPM トピック案が採択に諮られる予定となっておりますので、その 7 本について紹介させていただきます。

1 つ目は「種子の国際移動」。種子というのは通常、輸入した後、数年間、5 年とか 10 年ぐらい長期保存して、そこから少しずつ他国に再輸出することがあります。そこで、国際貿易における種子の安全な移動を可能にすることを目的に、種子に関する検疫手続の調和のためのガイドラインが提案されております。

2 つ目は「森林害虫に対する生物的防除」。木材等を介した森林害虫の侵入及び蔓延を防止することを目的として、生物的防除を利用したガイドラインが提案されております。

3 つ目に「ミバエ類無発生地域で発生を認めた場合における規制地域の設定と維持 (ISPM No.26 附属書)」。ISPM No.26 というのはミバエの無発生地域の設定ですが、その附属書としての提案がなされております。中身としては、ミバエ類の無発生地域で発生した場合における輸入の検疫条件の変更に関すること及び発生を封じ込めるためのガイドライン、このようなことが提案されております。

4 つ目に「植物に付着した土壌及び培養資材の消毒基準 (ISPM No.28 の附属書)」。植物に付着した土壌及び培養資材について、必要な植物検疫処理、例えば熱処理やくん蒸処理等の策定が提案されております。

次の 5、6、7 に関しましては、ISPM No.4、No.6、No.8 は既に策定されているものですが、それぞれ策定後 10 年から 15 年を経しております。そこで、現状に見合った改正を行うということが提案されております。

以上 7 本の ISPM の新規トピックが提案されておまして、我が国としては採択に特段の異存はありません。ただ、採択後の仕様書、基準案策定の ISPM 策定過程には積極的に参画していくスタンスで臨んでまいりたいと考えております。

○坂田課長補佐 新規トピックにつきまして御意見、御質問等があれば、よろしくお願いいたします。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 7 番の病虫害ステータスの決定の議論をする際に、先ほどの益虫とか生態系、食物連鎖といった要素もぜひ検討していただいて、有益なガイドラインができるようお願いしたいと思います。

○坂田課長補佐 御意見、ありがとうございます。

そのほか。犬伏委員、お願いいたします。

○犬伏委員 一つお聞きしたいのですが、例えば2番の森林、材木ですね。果物でも何でもいいのですが、このものは有害な虫や病害菌を防除されていますという証明書のついたものが国内に入ってきた時、そのときの検査はどの辺までするのですか。例えば材木など、ここで伐採されて、くん蒸しました。何もついていませんと言われたものが、そのまま直行で日本に来ないで、どこかに寄り道する場合、そこで別のものがついてしまう可能性があるように思うのですが。コンテナや船でもつくわけですから、寄港先にちょっとおろしてあった間に有害虫がついてしまう可能性があるにも係わらず、一番初めに出したところの証明書がついていると、スルーしてしまうのではないかという心配をしてしまうのですが杞憂でしょうか。

○阪村検疫対策室長 非常に複雑といいますか、御質問は明確なのですが、答えが非常に複雑になる可能性があります。

まず、私どもは基本的に輸入の際にはすべて検査をいたします。それから、それだけで足りないものについては輸出国に検疫措置を求めます。犬伏委員、例にとるのは材木がいいですか。果物でもいいですか。

○犬伏委員 何でも結構です。

○阪村検疫対策室長 例えば、ある国にミバエが発生していて、それが日本にとってリスクが大きいとなりますと、その国で消毒をして殺虫し、その証明書をつけたものだけ輸出してくださいと。私どもにおきましては、その辺のすべての手続が適正に行われていたかどうか、輸入のときに検査をいたします。そういうものが大まかなシステムです。ですから、輸出国でやるのか輸入国でやるのか、それはまさにリスクを勘案して輸入国が決めている。相手国の措置が必要なものは輸出国と輸入国が相談して決めているというのが基本でございます。

途中でどこかに寄ってしまうことは十分考えられますから、もしチチュウカイミバエについて輸出国で消毒をし、その後、他のチチュウカイミバエの発生国を経由した場合、ポイントは、まず中継地で汚染のおそれがあるかということになります。私どもで規定しておりますのは、例えば箱の開口部にはちゃんと網を張ってくださいとか、開口部のない箱を使ってくださいとか、そのような要求事項を出しておりますから、中継国でチチュウカイミバエがいても、箱が破れていない限り汚染されないということになります。それから、必要があれば、商業上の送り状とか、船会社が出している積み込み状とか、そういうものがございいますので、どこかを中継したものでも、それが本当にこの荷口なんですかという

ものは必要に応じて確認をする、そういう文書によって担保しております。

○坂田課長補佐 今の説明でよろしいでしょうか。

○犬伏委員 はい。

○坂田課長補佐 ほかに御質問、御意見はございますか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木(昭)委員 1 番の「種子の国際移動」ですが、私どもが聞いているところ、ISF（国際種子連盟）という世界的な組織があります。ここが音頭をとりましてアメリカとヨーロッパの種苗協会等々と足並みを揃えて提案しているものだと思います。そういう意味で非常に前向きなものですので、これに対する日本の対応も、ぜひ前向きに取り上げていただきたいと思います。と思っています。

○坂田課長補佐 御意見いただきまして、ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。

そういたしますと、本日の議題が終わりました。少々整理したいことがございますので、時間が過ぎて大変恐縮ですが、このままで少々お待ちいただけますでしょうか。

〔暫時休憩〕

本日は長い時間御議論いただき、多岐にわたりまして、いろいろな御指摘、御意見をいただきましたので、ここで整理をさせていただきます。

まず、ISPM 案のほうにつきましては、特にばれいしょの ISPM 案について、津田委員からございましたように、この国際基準ができた後、国内検疫に及ぼす影響とか、もう少し広く生産体制に与える影響とか、そういったものを踏まえて農林水産省として協調した動きについて検討いただきたいという御意見をいただきましたので、こちらにつきましては関係部局と調整して今後対応させていただきたいと思っています。

そのほか、ISPM No.5 の植物検疫用語集につきましては、複数の委員からもう少し検討すべきではないかという御意見をいただきましたので、いただきました御意見を踏まえて、我が国のコメントとして提出をさせていただきたいと思います。ただ、この改正案についてはかなり最終段階に来ておりまして、この削除については多くの国がよしとする場合がありますので、その際の最終的な判断はこちらでさせていただきたいというふうに思っております。

それから、放射線照射について多岐にわたり御意見をいただき、御議論いただきました。

けれども、秋山委員より御指摘のありました科学的な裏づけについては、こちらとしても CPM-5 の場等で責任を持って確認させていただき、もし科学的な根拠で何か瑕疵があれば、こちらのほうで指摘させていただきたいと思っております。その他の点につきましては、基本的にはこの基準を採用するかどうかというのは最終的に国内法のほうで、我が国では今のところ受け入れる状況ではないということもありまして、特段この基準をつくるということ自体への反対はないということで理解しております。

また、新規トピックにつきましては、有益虫の話もございまして、ISPM No. 8 の改正については益虫の有効性も踏まえて検討していくべきという御意見をいただきましたし、種子の国際移動については今後前向きな対応をしていくべきという御意見もいただきました。

こういった感じですがけれども、そのほか全体を通して御意見、御質問があれば。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 今日、ここへ来る前にインターネットで農林水産省のホームページを見ていたら、コーデックス規格の和訳について、「コーデックス事務局と契約し、逐次、日本語版規格の作成を開始しました」という資料があったんですけれども、IPPC のこの基準も作成開始以来もう 20 年以上たっておりまして、オフィシャルな日本語版がいまだにできていない状況でございますので、これについても何か考えておられるかどうか、簡単にお尋ねしたいと思います。

○阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

ISPM の日本語版につきましては、IPPC 事務局と既に契約はして、つくってもよい、FAO のロゴもつけていいということになっておりますけれども、やはり中身でございまして、いつも秋山委員からおしかりをいただくように、なかなかしっかりしたものをつくるのが大変でございまして、今、その作業をしております。できる限り早く皆様にお示しできればいいのですが、今のところ、いつということは約束しかねるので、御容赦いただきたいと思っております。

○坂田課長補佐 そのほか、全体を通して御意見、御質問はございますか。

それでは、長い時間、ありがとうございました。今後、今日いただきました御意見等を踏まえて、CPM-5 のほうへの対応をさせていただきたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

閉 会